

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)

The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第一篇 労働争議

第二章 主要な争議

第七節 日紡貝塚争議

大阪府貝塚市大日本紡績株式会社貝塚工場

大日本紡績会社貝塚工場労働組合は昭和二十二年九月十六日執行委員会で五名の組合員(共産党員)の除名を決議した。更に会社はクローズド・ショップの協約にもとづいて馘首を申渡し、五日内の期限をきつて寮立退きを要求した。

組合の除名の理由は次のとおりであつた。

一、組合で決定した生産割当完遂期間中Yはその様に仕事をして資本家の腹がふくれるばかりだから適当で好いと称し、TとKは女工Sの入水自殺に関して、肉体酷使による犠牲と事実を歪曲して細胞機闘紙「糸ぐるま」に発表し、組合の方針に歩調を同一にせず、組合員との離間を策した。

二、前掲期間中の生理休暇を出勤取扱にしているにも拘らず缺勤として取扱い酷使していると「糸ぐるま」に書いたのも右と同一の策動である。

三、右と同一理由により組合幹部と会社幹部の悪徳行為を捏造して宣伝していた。

四、パラチブスによる進駐軍の外出停止命令を歪曲して自由拘束とひぼうし、防疫対策に非協力的であつた。

五、当時T(被除名者)は青年部調査部員で日紡貝塚支部給食カロリー一表を党細胞機闘紙「糸ぐるま」に発表すべく企図し、着任日浅き栄養士Iに調査部員として調査したいとカロリー一表提出を依頼し、明日組合事務所で受領されたいと云われた。翌日組合事務員Yに提出方を強要し許可なく独断で外部にもち出し「糸ぐるま」第三号に発表した。かゝる行動は組合員としてとるべき行動でなく、既に組合と遊離して組合の破壊を企画している。(以下Tの素行悪しき状態)

六、Mの寮規則違反。

七、MとYは本年四月選挙前部屋の押入れ又戸棚等に許可なく共産党の宣伝ビラをはり、又、毎夜の如く外出し定刻入門時間内に一日として帰寮したことなし。(寮内の放歌雑談、煮たきによる寮内自治破壊)

八、Yの選挙違反未遂

九、MとTの作業状態のわるいこと。

十、Mの会社原料(でん粉)もち出し。

以上の如く五名の者は組合の分裂を企画したこと一再でなく、日本共産党貝塚支部の機関紙「糸ぐるま」を三回にわたって発行し、組合の自主性を傷け、統制を乱し、健全なる組合民主化発展を阻んだことは除名に値する。(総同盟機関紙労働による)

被除名者は直ちに大阪地方労働委員会に提訴し、又解雇による立退要求に対しては提訴中は現状のまゝであると称していすわり戦術に出た。

提訴理由の要旨は次のとおりであつた。

一、除名処分は会社と組合との労働協約十三條へ項(組合員の政治活動の自由を保証せる條項)の違反である。

二、決議は被除名者の欠席のまゝ行われた。

三、工場長、組合長は除名二日前に被除名者の賃銀計算を行つた。

四、常任執行委員会で除名を行つた。

五、憲法十四條、廿一條、廿五條、労働基準法三條、二十條、労組法十一條違反である。

これに対して地労委は斡旋試案として十月二日

一、日紡労貝塚支部執行委員会の決議は組合規約に抵触していないことをみとめるが、協約に於てクローズド・ショップ制を採用している関係上除名が直ちに失業を伴い、被除名者の生活を脅す結果となるので大会に於て更に討議されんことを要望する。被除名者には弁護士をつけることを望む。

本案に対しては双方受諾を拒んだが、組合側は十月三日試案にもとづく大会を開催し、審議の結果二、二〇〇対四〇六で除名は決定された。

被除名者は直ちに

一、貝塚支部は御用組合的性格をもち労組法第二條違反である。

二、九月十六日、十月三日の除名は組合が労組法第二條違反の組合であり会社が同法第十一條を悪用しているから不当である。

三、除名理由が協約十三條へ項を否定したものである。

ことを理由に第二回提訴を行い、提訴中を理由に再び寮の立退きを拒否した。一方外部団体は構外にマイクをそなえて応援演説を行い、感情的もつれは遂に十七日の暴行事件となつて被除名者は傷害をうけた。

十月二十日大阪地労委は組合の自主性を認め、地労委としてはこの問題を取上げる必要なしの裁定を十一対二で決定し暴行傷害による労組法第二條違反の追訴も十一月十三日却下された。労組

法第二條、第十一條違反は当たらずとせられたが具体的理由は示されず証拠不十分といったところである。問題はこゝでさらに中労委にもちこまれることになった。

外部の関心も早くから高かつただけに、関西産別を中心とする合同調査団が調査をはじめ、総同盟全織同盟は声明書を発した。

産別機関紙『労働戦線』、『情報』、総同盟機関紙『労働』は相次いで真相を発表し、関西経営者会議も調査を行った。

以下中労委への提訴状を中心に各方面の意見を聞こう。

提訴事由(その一)

今回の除名処分並に解雇処分は労組法第廿一條に違反し労働協約第十三條へ項(前掲)を会社組合共侵害している。

(1)労働協約は当事者互に誠意を以て遵守すべきであるにも拘らず幹部の行動はこれに違反し、会社がこの動きに陰に陽に影響を与えた事実は前記どおり労組法及び協約違反である。

〔組合側反駁〕協約で「政党加入・政治運動の自由は定められている」併し労組の自主性や組合機関を侵害し無視する政治運動は総同盟の方針に従い排撃する。

(2)組合内部の労働条件を組合機関を経ないで細胞機関紙「糸ぐるま」に投稿し配布したことが除名理由になっているが、併しこれは今迄口頭、投書を以て機会ある度に執行機関に反映する様努力してきた。協約で謳われている政党加入、政治活動自由の精神により所定就業時間外、従業員に対し「糸ぐるま」を配布したのは組合統制違反ではない。

〔組合側反駁〕フラクの云う組合機関への意志反映の努力は調査の結果何らなされておらない。

(3)ポツダム宣言第十一項で五名は基本的に言論思想の自由を有する。極東委員会十六原則第二項第六項にもとづいて五名の行動は全く正当である。

〔組合側反駁〕組合の処置は何ら言論思想の自由束縛ではない五名の行動こそ組合員の自由をそくばくし、組合を政党の指導下におかんとするものである。(以下略)

提訴事由(その二)

貝塚支部の運営は極めて非民主的且具体的に御用組合なる姿を有し労組法第十二條に違反する。

(1)及び(3)の(イ)このことは例えば執行委員常任執行委員の構成をみても、常任執行委員○厚生部長は現役陸軍航空少佐、○執行委員は憲兵伍長、組合長Yは陸軍中尉、副組合長は大尉であり、他にも常任委員に中尉がいる。さらに執行部の構成は男子社員七五名、準社員五四名、工員一九〇名にも拘らず社員一〇、準社員一〇、工員四の

割合で構成され、女子に対しては一〇〇名に一名の割合である。

〔組合側反駁〕 追放該当者はわずか二・三名でその者も即時役員を辞任した。又組合長Yは予備役で追放に該当せず、執行委員の構成は六〇名中、社員一四名、準社員九名、工員三八名、男三三名、女子二八名であつて不均衡のものではなく、しかも組合員により民主的な投票選挙により定められたものである。

〔合同調査団報告〕 組合執行部の大半を社員(労務・人事など)が占めて一般工員の発言を封じている。

〔註〕 日本紡績貝塚工場労働組合の構成を数的にくわしくあげれば次のとおりである。

工場従業員総数 三、〇一〇名(二二年十一月)

〔男女別・組合幹部構成〕

総従業員 三〇一〇名 幹部数 六一名 委員一人当り組合員数 四九名

男子従業員 三三〇名 男子執行委員 三三名 委員一人当り組合員数 一〇名

女子従業員 二六八〇名 女子執行委員 二八名 委員一人当り組合員数 九六名

〔職階別組合幹部構成〕

工場長、署長、事務長、労務長、工務長の五名を除き全員組合員である。

職 種 組合員数 組合幹部数 幹部一人当り組合員数

社 員 七〇名 一四名 五名

準社員 八一名 九名 九名

工場補手 一八〇名

普通工員二六七九名 二八五九名 三八名 七五名

執行委員中 労務関係者 八名

旧職業軍人 二名

〔全国繊維労働組合総同盟の意見〕 紡績労働組合の特質である二十歳未満の婦人が大半を占めてをり、定着率平均六ヶ月である特殊条件下自主労働組合として発展させることに出来るだけ努めた。

(2)女工の家庭から送られる信書、電報等がしばしば無断で開封され「アニキトク」「チキトク」等の電報が不渡の場合がある。

〔組合側反駁〕 戦時中戦前の組合のない時のことで反駁する必要なし。

〔会社側反駁〕 一度手違いでそう云ふ事があったのを被除名者が巧に利用しようとしているものである。

〔註〕会社側の反駁はこの一件に関して極めて具体的である。

(3).....

(ロ)現在会社は昭和十八年度の就業規則をそのまま実施しているが組合側はこれに就て無関心である。

〔組合側反駁〕 基準法に基き組合側で立案中。

(ハ)組合は労働協約第十条において一人当り二、四〇〇カロリー蛋白質七八グラムを確保することを会社側と協約しているにも拘らず五名がカロリー表を要求した折組合員に動揺を与えるからと称して発表を拒んだ。

〔組合側反駁〕 事実と異なる。協約では「二、四〇〇カロリーを確保する様最善の努力をなす」と記されている。

〔関西経営者協会反駁〕 協約は組合側反駁のとおりで貝塚工場における食事々情は次の如くである。

八月度平均	二、〇六七
九月 "	二、二五六
十月 "	二、三八一
十一月 "	二、四一五

右の如く、八、九両月は目標に達しなかったが漸次改善の跡があり、会社の努力は明白である。しかも当時の食料事情を考えれば「いとぐるま」の記事は妥当を欠く。

〔合同調査団報告〕 労働協約に規定されたカロリー量は全く実施されず、女工達は一日平均三〇〇カロリーを小遣銭で補ってをり「大根メシにパン二つ」と女工の歌がある。質問に対して一女工は「会社の食事では辛抱出来ないのも町でナツパを買ってきて食べている」と答えた。

〔組合側除名理由 前掲五、参照〕

(二) 組合は労働協約でクローズド・ショップをとつているにも拘らず、二〇名以上の工員を入れ一年以上も放置し組合員には何ら報告していない。

〔組合側反駁〕 組合法に何ら関係なし、従つて提訴理由にならず。

この他生理部屋の問題、募集人の問題等、合同調査団のつたえるところは女工哀史さながらであるが、会社側は何れもこれを事実と異なるとしている。

中労委は次の如き調査報告書を出して、打切りを宣した。

大日本紡績貝塚工場事件調査報告書

大日本紡績株式会社貝塚工場従業員組合の除名並びに解雇事件に関し、被解雇者五名から本委員会に対して除名ならびに解雇を不当として大阪地労委の処置に対して再審を要求してきたが、元来

(一)労組法第十一条の適用は当該地労委の専権にぞくし中労委は地労委の具体的事件に対する決定に対して再審を行う権限をもたない。

(二)労組法第二条の適用に関する地労委の決定については、同法施行令第四条、第五条に於て再審の道を開いているが、それは地労委が当該組合を不適法と決定した場合にのみ許されるのであって本件のように適法と決定した場合は法律上再審の道はない。

従つて本委員会は法律上この提訴を正式に受理し処理すべき権限を有せざることは明かであるが、本件に関しては各方面から申入れもあり……(調査の結果)……ほど事件の全貌をつかみえたと信ずるが……この程度の調査に依て本件に対する具体的判断を与えることは却つて無用の紛糾を惹起するおそれがあるから……処理するにつき一般に是非考慮に入れてほしいと思う点を……参考に供する……具体的判断でないことを重ねて注意しておく。

一、凡そ労働組合の組会員除名が正当なりや否やを判断するためには、除名に関する組合規約、条項の当否、実際に行われた除名手続の当否等を審査するの外、例えば組合員の行為が組合内部の統制を乱したことを理由として行われた除名の当否を判断するためには、組合員の行動が当該事情の下において正常の範囲をこえなかつたかどうかを具体的に調査する必要がある。……さもないと例えば組合内部に思想若くは利害関係に関する対立が生じた場合、その都度多数者が少数者を除名して不当に彼らの労働権を侵害することが容易に起り得る。

二、被除名者が除名を不当として正規に法律的救済を求めるならば民事裁判所に訴を提起すべきが常道である。労働委員会は労組法第二条、第十一条の適用に関連して除名の当否を判断し、救済を求められたときに斡旋をすることはあり得るが、法的に正規の救済を与えうるのは裁判所のみである。

三、クローズド・ショップの規約がある以上組合から除名された者はすべて解雇されるからと云つて、この理由による解雇はすべて労組法第十二条に該当しないと云う議論はなりたない。解雇が第十一条に該当するかどうかは専ら使用者がこれによつて組合を破壊若くは弱体化する意志をもっていたかどうかで判断されるべきで、使用者にかゝる意志があれば組合がこれに同意を与えても使用者の責任は免除されない。殊に当該組合の実態、組合と使用者との関係によっては使用者と組合幹部とが通牒し若くは使用者が組合幹部に不当の圧力を加えて組合が解雇処分に不当な協力をすることも考え得るからである。

四、尚本件について被解雇者から会社にとつた寄宿舍退去処分が不当だったと云う主張がされているが、この種の問題も解雇処分の当否に関連して民事裁判所で判断され

るべき事柄であつて、労働委員会はこの種の問題に判断を与える権限もなければ、適格者でもない。又もし退去処分の際不法行為が行われたと云うのであれば、これに対する救済も民事裁判所に求むべきであることは云うまでもない。

この報告書は貝塚争議にからんで一般に労働委員会と裁判所の管轄のもんだい、クローズド・ショップ条項の適用と組合法第十一条違反との関係について見解をのべたものとして注目される。

争議はかくして組合側の云い分がとおった形で終結となったが、この争議で特に注目されるのは紡績産業と云う特殊な条件下にある、組合員の会社及び組合に対するわりきれない状態であり、これが共産党員の改革運動とからんで爆発したものだと云う点である。更に関西地区の労働組合が合同調査団をつくつてのり出したことは、組合側が除名者のかゝげる会社設備の劣悪さに対して一言も攻撃していないのと鋭く対立する行き方を示している。

日本労働年鑑 第22集／戦後特集

発行 1949年8月15日

編著 大原社会問題研究所

発行所 第一出版

2000年2月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
